

平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会社名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 澤井 弘行
(コード番号 4555 東証第 1 部)
問合せ先 取締役
コーポレート部門担当 尾鼻 康弘
兼 経営管理部長
電話番号 06-6105-5823

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第 2 号ロに定義されるものをいいます）の一つとして、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、併せて本プランの導入に関する承認議案を平成 20 年 6 月 24 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを全取締役の賛成により決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの導入は、当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、本取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

なお、法律ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

記

1. 基本方針について

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和 23 年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、

経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。

現在、当社が主力事業として研究開発を重ねた高付加価値ジェネリック医薬品は、全国約 7 万 6 千軒もの医療機関等でご採用頂いております。

当社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます）は、「当社グループのジェネリック医薬品が患者さん、医療従事者、取引先に必要とされ、なくてはならない存在となるために創造性を追求し、革新と協調により社会とともに成長する」ことを使命・願いとし、経営の自律性を高め、長期的・持続的に株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係を維持し、説明責任を適切に果たしていくことが、当社グループの企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものと考えており、これらを当社経営の基本としております。

当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる 3 つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評を頂き、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

「品質」については、原料の選定において当社独自の厳格な基準を設定し、高度の衛生管理・クリーン環境下の生産工場を整備し、出荷判定においても一般以上の独自基準を設定し、製薬業界トップレベルを誇る品質管理体制を整えております。

「安定供給」については、需要拡大を常に見据えた生産計画を遂行し、厳しい指導基準に沿って十分な在庫水準を保ちつつ供給体制を敷いており、一昨年からの需要急拡大期においても欠品を起こしたことは皆無であったことから、医療機関や流通各社より絶大な信頼を頂いております。

「情報提供」においては、医療従事者からの求めに応じて高度な学術情報をスピーディーに提供する体制、製品情報に精通した 300 名強の MR によるきめ細かな情報提供、医薬品情報センターによる電話照会への迅速かつ的確な対応等が業界トップの水準であるとの定評を頂いております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主の皆様共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、現在、(a)「中期経営計画 07－09」による取組み、(b)「みんなで一番 (M1) プロジェクト」による取組み、(c)コーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを行っております。これらの取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

(a) 「中期経営計画07－09」による取組み

近年、わが国におきましては社会保障費増加への対応が急務とされていることを背景として、ジェネリック医薬品普及が推進されており、平成 18 年 4 月にはジェネリック医薬品の使用促進策である処方せん様式が変更され、調剤薬局を中心としたジェネリック医薬品の市場が拡大しております。また、病院市場においても DPC 制度（急性期入院医療の診察群分類に基づく一日当たりの包括評価、包括的診察報酬制度）の導入が進められ、入院医療における薬剤選択において注射剤を中心に低コストのジェネリック医薬品使用が拡大してきております。現在、全国で約 360 の病院施設において DPC 制度が実施されていますが、平成 20 年 4 月以降には実施病院の大幅な拡大が予想されております。

さらに、平成 19 年 6 月に、閣議決定により「経済財政改革の基本方針 2007」においてジェネリック医薬品の数量シェア 30%が政府目標値とされたことを受けて、平成 19 年 10 月 15 日、厚生労働省より「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」が公表されたことに続き、①処方せん様式の再変更、②ジェネリック医薬品銘柄間の変更容認、③ジェネリック医薬品調剤による薬局へのインセンティブ付与、④ジェネリック医薬品の分割調剤の容認等を骨子とする政府促進策が決定され、ジェネリック医薬品普及の環境整備が急速に進展しつつあります。

当社は、このような市場動向に即応し、平成 18 年度よりスタートさせました「中期経営計画 07－09」において、①調剤市場・DPC 制度導入病院への積極的営業展開、②需要拡大を見据えた生産体制の増強、③高品質医薬品開発のための R&D 体制強化を通じてジェネリック医薬品メーカー業界トップのブランド地位の確立を目指してまいりました。

① 調剤市場・DPC 制度導入病院への積極的営業展開について

今年度大きく伸びることが予想される調剤薬局市場については、広域卸へのきめ細かな営業活動を通じて、卸の MS と連繋した全国ネットの配送体制を強みとしています。また、DPC 制度導入病院については、高度な学術情報をスピーディーに提供する体制を構築するとともに、支店病院課と営業本部病院グループの連携により、病院経営に直結する薬剤コスト削減に係る情報提供・提案活動に注力しております。

② 需要拡大を見据えた生産体制の増強

昨年 4 月関東工場注射（シリンジ）製剤棟新設、本年 4 月メディスサ新薬九州工場増設、来年春三田工場増設等、他社に先駆けた思い切った先行投資により、売上高倍増にも対応可能な生産体制を今年度中に整備する予定です。

③ 高品質医薬品開発のための R&D 体制強化

平成 18 年末に研究所を 1 箇所に集約し、実験設備を一新したことにより、研究効率が飛躍的に向上したこと、同業他社を大きく上回る研究開発費により、毎年多品目の新製品を上市しております。

当社は、今後もジェネリック医薬品メーカーのトップブランドに相応しいプロフェッショナルとして、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」に万全の対応を行うとともに、中長期的な視点も見据えて当社グループの企業価値ないし株主の皆様共同の利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいります。

(b) 「みんなで一番 (M1) プロジェクト」による取組み

当社は、業界内でジェネリック医薬品メーカーとして知名度を獲得してまいりましたが、「認知される時代」から「ブランド形成の時代」を目指し、中期経営計画の目指すトップブランドを実現するため、当社社員全員によるブランド形成活動である「みんなで一番 (M1) プロジェクト」を一昨年より展開してまいりました。

「みんなで一番 (M1) プロジェクト」においては、「なによりも患者さんのために」というスローガンに基づいた新しい企業理念を定め、各ステークホルダーに対する行動基準を制定し、企業理念の記載されたカードと行動基準の記載された冊子を全社員一人一人が携帯する等、全社員の意識と行動の改革を図っております。

また、「みんなで一番 (M1) プロジェクト」により、社内情報共有の徹底、在庫の製販一体管理の強化、人事評価の見直し、教育研修制度の充実といった全社的課題を組織横断的に議論し改善を図る活動を展開し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上のため、大きな成果を挙げてきております。

(c) コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みといたしましては、監査役 4 名中 3 名を社外監査役とし、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。また、本年 4 月の組織改正において

コンプライアンス室を新設し、コンプライアンス委員会を通じた全社的意識浸透と法令知識習得を推進するとともに、内部監査室を経営監査室に名称変更し、全グループへの内部統制監査強化を図っております。

今後も、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦していくための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことにより、当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス体制の構築・充実を進めてまいります。

(3) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値の源泉が、以上で述べてまいりましたような当社グループが永年に亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の総議決権の 20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プラン導入の目的について

当社は、上記 1 記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の 20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行って頂くためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容

易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行って頂くために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

当社の把握する限り、平成 20 年 3 月 31 日現在において、創業者一族及び当社役員（それらが実質的に支配する会社を含みます）によって当社の発行済株式総数の約 20.8%が保有されておりますが、この保有状況は、相当に分散しており、また、当社は上場会社である以上、これらの株主の自由な意思に基づく取引等によって当社の株式が転々譲渡されることにより、当社の株式の流動性がさらに増すことは十分に考えられ、今後、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に反する大規模買付行為（下記(2)(a)に定義されます。以下同じとします）がなされる可能性があると考えております。

以上の見地から、当社は、上記 1 の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成 20 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙 1）のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは(別紙2)のとおりにありますが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます)若しくはその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します)がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)
- ② 当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り)

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」と総称します)は、本プランにおいては大規模買付者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融

商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます）を

当社代表取締役社長宛に提出して頂きます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に提出いたします。

意向表明書には、法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図する大規模買付行為の概要等も明示して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、当社取締役会に対して、次の①から⑬までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することが出来るものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員ならびに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴・過去における法令等への違反行為の有無、ならびに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報を含みます）
- ② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- ③ 大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます）、方法及び内容（大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）
- ④ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑤ 大規模買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況（相対による取得の場合にはその取得の相手方の名称も含みます）
- ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑦ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定期間と当該算定期間に関する

る情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます)

- ⑧ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容（大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定している当社の株券等に関して担保契約その他の合意を第三者との間で行うことを予定している場合には、当該合意の種類、相手方、対象となっている株券等の数量及びその他重要な事項に係る具体的内容を含みます）ならびに関連する具体的取引の内容を含みます）
- ⑨ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役又は監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、大規模買付行為のために投下した資本の回収方針、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑩ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出して頂きます）
- ⑪ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑫ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及びこれらに対する対処方針
- ⑬ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60 日間
- ② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：90 日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(f)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします)。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社

外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）ならびに社外有識者の中の３名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます）を設置します。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランの導入当初における特別委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙 3）のとおりです。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 特別委員会の勧告及び当社取締役会による決議

ア 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、

特別委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(シ)までのいずれかの事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の

種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げ、又は当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係若しくはブランド価値、企業文化を破壊するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者の経営方針及び事業計画等が、当社製品の品質を低下させ、又は当社製品の安定供給に支障をきたし、患者様を始めとする国民の皆様の生命及び健康に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、当社がジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たせなくなると判断される場合
- (コ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (カ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(シ) その他(ア)乃至(サ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、(別紙4)のとおりです）に定める一定の要件に該当すると判断する場合、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行います。かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り

扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙 5) に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii) 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項、又は (iii) 当社が本新株予約権の一部を取得することができる旨を定めた場合に、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

3. 本プランの導入、有効期間ならびに継続、廃止及び変更等について

(1) 本プランの導入、有効期間ならびに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が可決されたときから 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社の取締役の任期は 1 年であり、毎年 of 定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様の意思を確認することが可能です。

また、当社は、当社の取締役会において、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、

必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 本プランの導入に関する承認議案について

当社は、本プランを採用するに当たって、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

4. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

なお、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当基準日まで、名義書換を完了して頂く必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

① 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された基準日まで名義書換の手続を行って頂く必要があります（証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です）。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができません）。

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当

の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや、その有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 2(2)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主の皆様のご意思の反映

当社は、本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとするので、本プラン導入についての株主の皆様のご意思を反映いたします。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記 2(2) (d) 記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

(5) 特別委員会の設置

当社は、上記 2(2) (e) 記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることになります（本ガイドラインの骨子は（別紙 4）をご参照下さい）。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 3 記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙 1)

大株主の状況（平成 20 年 3 月末日現在）

1. 発行可能株式総数 38,800,000 株
2. 発行済株式総数 15,701,718 株 （自己株式 282 株を除く）
3. 株主数 11,715 名

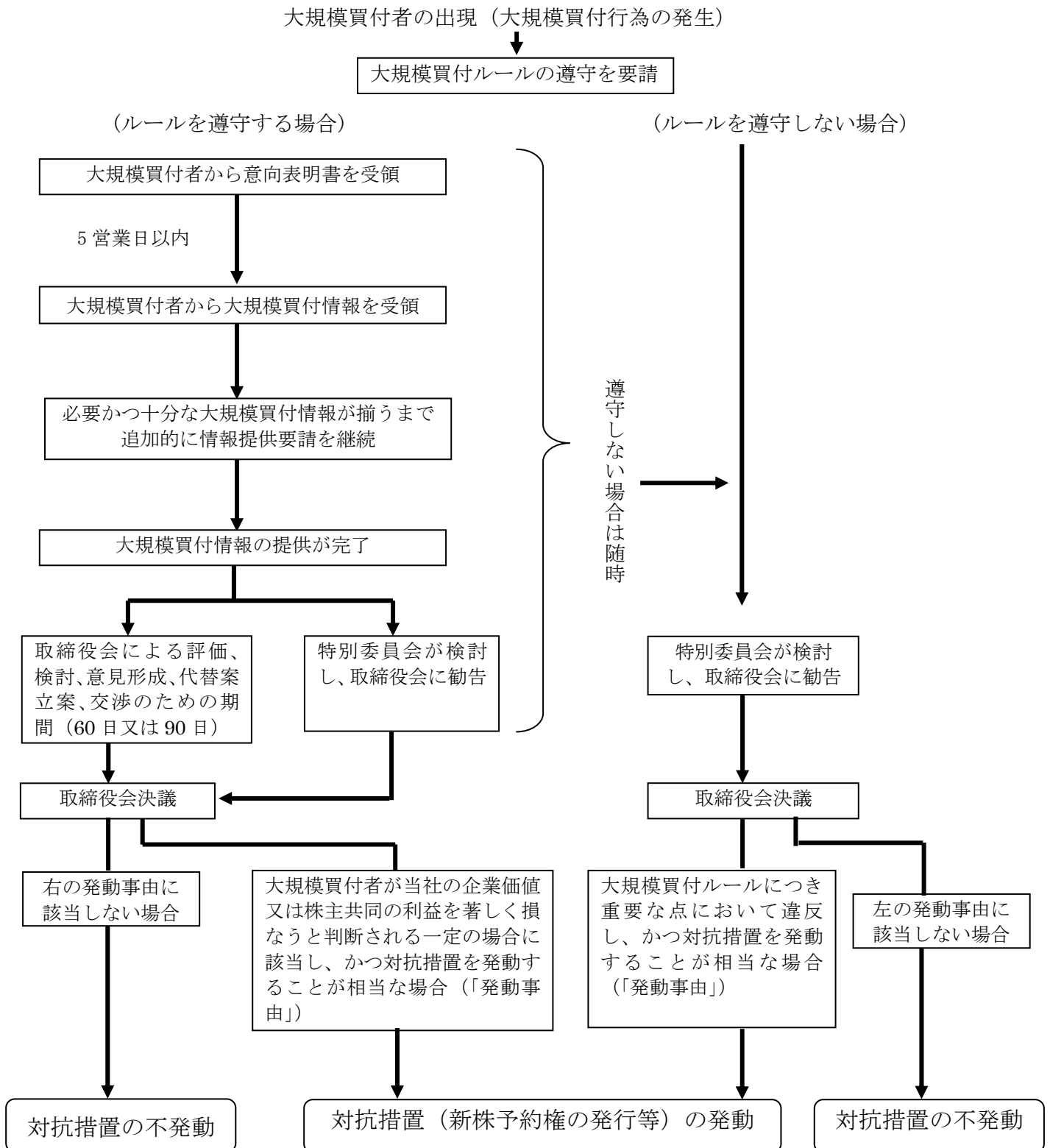
平成 20 年 3 月 31 日現在

株 主 名	持 株 数	出資比率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,265,600 株	8.06 %
澤 井 治 郎	614,800	3.91
澤 井 弘 行	614,800	3.91
シ ー ビ ー ニ ュ ー ヨ ー ク オ ー ビ ス エ ス ア イ シ ー ア ー ヴ ィ ー	504,500	3.21
澤 井 光 郎	484,000	3.08
澤 井 健 造	484,000	3.08
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 Y 口)	477,100	3.03
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	390,880	2.48
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	365,700	2.32
ザ バ ン ク オ フ ニ ュ ー ヨ ー ク ジ ャ ス デ ィ ッ ク ト リ ー テ イ ー ア カ ウ ン ト	300,100	1.91

(注) 出資比率は自己株式(282株)を控除して計算しております。

(別紙 2)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく
対抗措置発動に関するフローチャート



(別紙 3)

特別委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の3 名を予定しております。

上田 耕治

【略歴】

昭和17年 4月 8日生

平成11年 7月 桜井税務署長

平成12年 9月 税理士開業（現在）

平成16年 6月 当社非常勤監査役（現在）

なお、上田 耕治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

菅尾 英文

【略歴】

昭和22年 8月31日生

昭和54年 4月 弁護士登録

昭和57年 6月 菅尾法律事務所開設（現在）

平成 6年 5月 (株)西松屋チェーン取締役（現在）

平成19年 6月 当社非常勤監査役（現在）

なお、菅尾 英文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

畑 郁 夫

【略歴】

昭和 6年 8月 6日生

昭和56年 4月 大阪国税不服審判所長

昭和63年 3月～平成 7年 8月

鳥取地方・家庭裁判所、京都地方裁判所、
大阪地方裁判所の各所長を歴任

平成 7年 9月 弁護士登録

平成 8年 4月 奈良産業大学法学部教授

平成16年 6月 松下電器産業(株)社外監査役（現在）

平成19年 3月 同志社大学大学院司法研究科（ロースクール）

自己・評価委員会特別委員就任（現在）

なお、畑 郁夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙 4)

大規模買付行為に関するガイドライン骨子

1. 目的

大規模買付行為に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という）に関し、当社取締役会及び特別委員会（下記 6 に規定される）が、大規模買付者（以下に規定される）が出現した場合に、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の①乃至③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除く）又はその可能性のある行為を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を意味するものとする。

- ① 当社が発行者である株券等¹に関する当社の特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- ② 当社が発行者である株券等⁴に関する当社の特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいう。以下同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という）は、本プランにおいては当該大規模買付者の共同保有者とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含む。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいう。以下本②において同じ。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいう。以下同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該大規模買付者の特別関係者とみなす。以下同じ。

⁷ 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第 6 条第 2 項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。

が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者⁸に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る）

2. 対抗措置の発動

特別委員会は、(1)大規模買付者が本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」という）につきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、又は、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の(ア)から(シ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」という）である場合には対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行うことができるものとする。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいう。以下同じ。

⁹ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。

¹⁰ 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとする。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限られない）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げ、又は当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係若しくはブランド価値、企業文化を破壊するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (ケ) 大規模買付者の経営方針及び事業計画等が、当社製品の品質を低下させ、又は当社製品の安定供給に支障をきたし、患者様を始めとする国民の皆様の生命及び健康に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、当社がジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たせなくなると判断される場合
- (コ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (ク) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (シ) その他(ア)乃至(イ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- (2) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (3) 特別委員会が当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会が、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があるとは認めない場合
- (4) 特別委員会が、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会が、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合
- (5) その他当社取締役会が別途定める場合

4. 対抗措置の廃止

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を廃止する。

- (1) 当社株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他取締役会が別途定める場合

5. 対抗措置の内容

原則として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとする（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」という）。ただし、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙 5) に記載のとおりとし、(i) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii) 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項、又は(iii) 当社が本新株予約権の一部を取得することができる旨を定めた場合に、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

6. 特別委員会

特別委員会は 3 名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含む）ならびに社外有識者から、当社取締役会により選任される。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会の委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主及び投資家に対して、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行うものとする。

8. 本プランの導入、有効期間ならびに継続、廃止及び変更

本プランは、平成 20 年 6 月 24 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という）において、本プラン導入に関する承認議案につき、株主の承認

が得られることを条件に効力を生じるものとし、その有効期間は、本定時株主総会において、本プランの導入に関する承認議案が可決されたときから 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更するものとする。ただし、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとする。

以 上

(別紙 5)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当

該新株予約権 1 個につき予め定める数の当社普通株式（以下「交付株式」という）を交付し、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権 1 個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の財産を交付する旨の定めを設ける場合がある。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 特別委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、特別委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上